○財務省告示第六十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

別表に次のように加える。

財団法人沖縄国際学園設立準備財団（沖縄県うるま市字川崎四六八番地いちゅい具志川じんぶん館内）	沖縄アミークスインターナショナルの校舎建設及び校具取得の費用に充てるための寄附金	平成二十二年二月二十六日から平成二十二年十一月三十日まで

○財務省告示第六十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年一月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　直人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	三十億円	九十九円七十銭
〃	〃	六十五億円	九十九円八十銭
〃	〃	十五億円	九十九円九十五銭
〃	第四回	十二億円	九十五円八銭
〃	〃	十億円	九十五円十八銭
〃	〃	十億円	九十五円二十七銭
〃	〃	十億円	九十五円三十七銭
〃	第五回	九十億円	九十七円
〃	〃	十億円	九十五円六十三銭
〃	〃	二十億円	九十五円二十八銭
〃	〃	十億円	九十五円二十七銭
〃	〃	十億円	九十五円十八銭
〃	第六回	十五億円	九十七円十銭
〃	〃	十六億円	九十六円五十五銭
〃	第七回	二十億円	九十五円九十五銭
〃	〃	二十五億円	九十六円
〃	〃	十億円	九十六円二十銭
〃	第八回	五億円	九十六円六十銭
〃	〃	一億円	九十六円六十四銭
〃	〃	二十六億円	九十六円七十銭
〃	〃	一億円	九十六円七十四銭
〃	〃	十五億円	九十六円八十四銭
〃	〃	一億円	九十六円九十四銭
〃	〃	二十億円	九十六円九十五銭
〃	第九回	一億円	九十七円六十五銭
〃	第十回	二十五億円	九十六円九十銭
〃	〃	五十億円	九十六円九十九銭
〃	第十二回	十五億円	九十六円六十銭
〃	〃	六億円	九十六円八十五銭
〃	第十三回	五十億円	九十七円四十銭
〃	〃	一億円	九十七円五十四銭
〃	〃	一億円	九十七円六十四銭
〃	〃	一億円	九十七円七十四銭
〃	〃	一億円	九十七円八十四銭
〃	第十四回	十億円	九十六円三十銭
〃	〃	二十億円	九十六円四十銭
〃	〃	二十億円	九十六円五十五銭
〃	〃	二十億円	九十六円七十五銭
〃	第十五回	二十億円	九十七円十五銭
〃	〃	十億円	九十七円二十五銭
〃	〃	十億円	九十七円三十五銭
〃	〃	十億円	九十七円四十五銭
〃	〃	二十億円	九十七円五十五銭
〃	〃	十億円	九十七円七十五銭
〃	第十六回	百億円	九十六円七十五銭
〃	〃	二十億円	九十六円九十五銭
〃	〃	二十五億円	九十七円二十五銭
〃	〃	百億円	九十六円九十九銭
〃	〃	二十六億円	九十六円七十四銭
合計		九百九十三億円	